

# 青森県報

第二千二百三十六号

平成十五年  
十月八日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 道路の区域の変更……………(道路課) ……一
- 道路の供用の開始……………(同) ……二
- 証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………(経 理 課) ……二
- 公 告……………
- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………(総務学事課) ……二
- 特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………(文化・スポ) ……二
- 土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) ……三
- 土地改良事業計画変更の認可……………(同) ……三

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別	敷地 の 幅 員	敷地 の 延 長	備考
1	県道	五所川原浪岡線	南津軽郡浪岡町大字女鹿沢字野尻二八の一から	前	一三・〇〇メートルまで	八二八・〇〇メートル		
2	県道	櫛引上名久井三戸線	三戸郡福地村大字法師岡字仁渡二八の一から	前	五〇・五〇メートルまで	五〇三・〇〇メートル		
			南津軽郡浪岡町大字女鹿沢字東花岡五三の二まで	前	一三・〇〇メートルまで	八二八・〇〇メートル		
			南津軽郡浪岡町大字女鹿沢字平野二一七の二三から	前	一三・〇〇メートルまで	八二八・〇〇メートル		
			南津軽郡浪岡町大字女鹿沢字東花岡五三の二まで	前	一三・〇〇メートルまで	八二八・〇〇メートル		
			三戸郡福地村大字法師岡字仁渡二八の一から	前	五〇・五〇メートルまで	五〇三・〇〇メートル		

## 告 示

青森県告示第六百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年十一月七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

換地計画の決定……………(同) ……三

選挙管理委員会

衆議院小選挙区青森県第二区選出議員補欠選挙における選挙人名簿の被登録資格の決定基準日、登録日及び縦覧期間(事務局) ……四

公安委員会

型式の検定適合遊技機……………(生活安全課) ……四

3	県道	軽米名川線	三戸郡名川町大字法光寺字日渡四八の八から三戸郡名川町大字法光寺字日渡六〇の二まで
後	前	三二・五〇メートルから三五・五〇メートルまで	二四・〇〇メートルから二二・〇〇メートルまで
四一〇・〇〇メートル	四一〇・〇〇メートル		

青森県告示第六百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年十一月七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 五所川原浪岡線	南津軽郡浪岡町大字女鹿沢字東花岡五四の七から南津軽郡浪岡町大字女鹿沢字東花岡五三の二まで	平成一五・一〇・八
県道 榑引上名久井三戸線	三戸郡福地村大字法師岡字仁渡二八の一から三戸郡福地村大字法師岡字大道ノ下一八の一まで	一五・二・一
県道 軽米名川線	三戸郡名川町大字法光寺字日渡四八の八から三戸郡名川町大字法光寺字日渡六〇の二まで	"

青森県告示第六百三十七号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十五年九月二十六日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成十五年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名  
弘前市大字親方町二〇  
高松 シラ

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成十五年七月から同年九月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成十五年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十五年九月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 harappa

三 代表者の氏名

三上 雅道

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字土手町七八

五 定款に記載された目的

この法人は、弘前市吉野町にある煉瓦倉庫を拠点としつつ、ここに留まることなく、しなやかな心と体を駆使してアートの豊かな世界を創出し、広く市民と共にそのアートの放つ豊かな世界観を享受することを目的とする。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、蓬田村土地改良区の定款の変更を平成十五年九月三十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十五年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、蓬田村土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成十五年九月三十日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成十五年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

事業名 維持管理

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、小泊地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十五年十月九日から同年十一月七日まで

三 縦覧の場所

小泊村役場

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の住所及 び氏名（名称）
むつ市緑ヶ丘二五〇の三、二五〇の八から二五〇の一六まで、三四四の二、三四四の五、三四四の七及び三四四の九	むつ市小川町一丁目七の一九 前田商事株式会社
西津軽郡鰯ヶ沢町大字舞戸町字西禿二五の二	西津軽郡鰯ヶ沢町大字舞戸町字西禿二五の二 株式会社敬通
南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富七一の三及び七一の四	南津軽郡藤崎町大字小畑字福元四四の二 神めぐみ 神正幸
むつ市中央一丁目一七の四から一七の七まで、一九一の三及び三〇六、十二林の一の二及び一七三の一	むつ市海老川町五の三 有限会社ファミリーマーケットさとう
上北郡百石町字下屋敷一八八の五及び二六六の一の一部	八戸市大字市川町字橋向六八の一五 川口絹江

上北郡下田町字明土三七の一四	上北郡下田町字三本木一二五の一 袴田一仁
上北郡下田町字中下田六三の四	上北郡下田町字中下田六三の四 柏崎真由美

### 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第七十六号

平成十五年十月二十六日執行の衆議院小選挙区青森県第二区選出議員補欠選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第二項及び同法第二十三條第一項の規定により次のとおり定め、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第十四條第二項の規定により告示する。

平成十五年十月八日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中正 三

- 一 被登録資格の決定の基準となる日 平成十五年十月十三日  
ただし、年齢についての基準となる日 平成十五年十月二十六日
- 二 登録を行う日 平成十五年十月十三日
- 三 縦覧に供する期間 平成十五年十月十四日から同月十五日まで

### 公安委員会

青森県公安委員会告示第五十七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十四條第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六條の規定による技術上の規格に適合すると認め、同規則第九條第一項の規定により告示する。

平成十五年十月八日

青森県公安委員会委員長 榎 引 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRサンダーバード2R	株式会社藤商事
"	CRキングゴッドMB	株式会社ニユーギン
"	CRサイボーグ009LA	"
"	CRサイボーグ009SA	"
"	CR少林麻雀SA	"
"	キングホー助R	株式会社平和
"	CR虎せますL	株式会社高尾
"	CRじゃぼんFN	サミー株式会社
"	CRじゃぼんFT	"
"	CRじゃぼんHN1	"
"	CRじゃぼんHT1	"
回胴式遊技機	キングオブバイキングF	"
"	ワンタッチチャブルF	"
"	メザセドキドキジマ	株式会社オリンピア
"	オウゴンシンG	"

（発行所・発行人）青森市長島一丁目一番一号  
（印刷所・販売人）青森市古川一丁目一七番五号 東興印刷株式会社  
毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭